

加入のご案内



第4期鶏卵生産者経営安定対策事業

(令和2~4年度)

あなたの採卵経営のお役に立ちますり

- 1. 鶏卵価格差補塡事業
- 2. 成鶏更新・空舎延長事業

一般社団法人 日本養鶏協会
TEL / 03-3297-5515
FAX / 03-3297-5519
E-mail / info@jpa.or.jp
詳しくは上記事務局までお尋ね下さい。

事業のあらまし

〇 第4期事業の主な変更点

令和2年度からの第4期事業の主な変更点は、概要表 (P5) のとおり、予算の基金化、成鶏更新・空舎延長 事業の充実・強化、鶏卵の需給見通しの作成などです。

事業に参加できる方 採卵用成鶏めすを100羽以上飼養し、当協会と契約を 締結する生産者

〈鷄卵価格差補填事業〉

〇 補塡水準

〔(補塡基準価格(*1)) - (標準取引価格(*2))〕 × 0.9 成鶏更新・空舎延長事業発動の場合でも経営規模に 拘わらず交付(1月を含め補填基準価格と安定基準価格 の差額を上限とする。: 19.8円/kg)

- *1 毎年度決定、令和2年度は183円/kg
- *2 JA 全農たまご株式会社の毎月の規格卵加重平均価格
- 〇 補塡額の財源

7 (生産者の積立金): 1 (国の補助金)

○ 補填額と生産者と国の負担(例)

補塡対象 数量 補塡価格 補塡額 (7/8) 国の補助 10,000kg 10円 100,000円 = 87,500円 12,500円

〈成鶏更新・空舎延長事業の充実・強化〉

○ 鶏卵価格の異常低落時(*3)に、成鶏更新・空舎延長事業 (*4)に参加した場合の奨励金(単価の引き上げ等) 空舎期間 60~90 日未満

成鶏めす10万羽以上規模層:210円/羽

成鶏めす10万羽未満規模層:270→310円/羽

空舎期間90~120日未満(新規)

成鶏めす10万羽以上規模層:420円/羽

成鶏めす10万羽未満規模層:620円/羽

*3 鶏卵価格の異常低落時

標準取引価格(日ごと)が安定基準価格(令和2年度は161円/kg)を下回った時

*4 成鶏更新 • 空舎延長事業

成鶏めすを出荷し、60 日以上の空舎期間を設ける取組に対して 支援する事業

〇 1月の成鶏更新・空舎延長事業

標準取引価格(日ごと)が安定基準価格を下回った時は発動します。

○ 成鶏更新・空舎延長事業奨励金の財源

1 (牛産者の協力金):3 (国の補助金)

の 成鶏更新・空舎延長事業参加者の奨励金交付申請時期 事業対象成鶏めすの出荷完了後30日以内に申請。

〈その他の留意事項〉

〇 令和2年度の負担金等単価

鶏卵価格差補塡事業の積立金4.50 円/kg成鶏更新・空舎延長事業の協力金0.36 円/kg事務手数料0.07 円/kg拠出金(*5)0.01 円/kg

計

4. 94 円/kg

*5 拠出金:養鶏協会が行う消費拡大に向けた取組みのため、加入生産者は納付することが規定されました。

〇 令和2年度の別途納付金単価

令和元年度末の支払準備金に残額があるため、新規加入 生産者及び契約数量増加入生産者は、さらに別途納付金 の納付が必要となります。

別途納付金単価 2.49円/kg (うち積立金2.48円/kg、協力金0.01円/kg)

 負担金(積立金と協力金)の税制上の取扱い 負担金は経理上、損金として取り扱われる予定。
 (国税庁と協議中)

- 天災・鶏病発生時等の取扱い天災、鶏病発生時等の場合には、実際の飼養羽数に合せた契約数量に変更できます。
- 基本契約期間終了時(令和4年度末)の負担金残額の取扱い

負担金の残額が納付されるべき負担金の1/3を超え た場合には、超えた額を負担金の納付割合に応じて返還 いたします。(自己都合等により解約した場合を除きます。)

☆ 加入のお願い

本事業は、鶏卵生産者の皆様の相互扶助により、経営安定と鶏卵価格の安定を図る事業ですので、できる限り多くの生産者の加入をお願いいたします。

☆ 加入希望の際の問い合わせ方法

本事業への加入をご検討、ご希望する方は、令和2年5月22日までに、別紙にご住所、法人・個人名等をご記入の上FAX又はEメールをご送付願います。本事業の関係資料や契約書類を郵送いたします。

第4期事業の現行制度からの変更点について(概要表)

変更点	現 行	令和2年度
予算の様態	単年度予算で執行	予算を基金化

1. 鶏卵価格差補塡事業

変更点	現行	令和2年度
		成鶏更新・空舎延長事業発動の場合でも、経営規模に 拘わらず毎月の標準取引価格と補塡基準価格の差額の 9割を補塡。 (補塡基準価格と安定基準価格の差額を上限とする)
(2) 生産者負担率の変更	国:生産者=1:3	国:生産者=1:7

2. 成鶏更新・空舎延長事業

変更点	現行	令和2年度
(1)10万羽未満飼養生産者に対	270 円/羽	310 円/羽
する奨励金単価の引き上げ		(10万羽以上は現行と同様 210 円/羽)
(2) 成鶏処理場への奨励金単価	23 円/羽	47 円/羽
の引き上げ		
(3)新たな空舎期間延長のオプ	空舎期間 60~90日未満のみ	空舎期間 60~90日未満に加え、空舎期間 90~120
ション追加		日未満を追加。
		奨励金単価は 420 円/羽(10 万羽未満飼養生産者
		には620 円/羽)
(4) 1月の成鶏更新・空舎延長	1月は原則成鶏更新・空舎延長事業	1月も他月並みに成鶏更新・空舎延長事業を発動。
事業の発動	は発動しない。(生産局長の承認を	
	経て発動することは可)	
(5)ひな再導入割合の引き下げ	4 割	3割

3. 鶏卵の需給見通しの作成

変更点	現行	令和2年度
鶏卵の需給見通しの作成	なし	新たに鶏卵の需給見通しを協会が作成し情報提供。

(一社) 日本養鶏協会あて

令和2年度鶏卵生産者経営安定対策事業契約関係資料の 送付を依頼します。

ご住所	Ŧ
法人名等	
代表者名	
電話番号	
FAX 番号	

FAX 送付番号: 03-3297-5519

E-mail: unatama@jpa.or.jp